

「布多富我美悪しけ人なりあたゆまひ」

— 防人歌・四三八二番歌における新解釈 —

東 城 敏 毅

一 はじめに

『万葉集』巻二十、下野国防人歌には以下の歌が収載されている。

布多富我美悪しけ人なりあたゆまひ我がする時に防人
にさす (20・四三八二)

右の一首、那須郡の上丁大伴部広成

当該歌に関しては、第一句と第三句との解釈が定まっておらず、まだ正当な評価がなされていない。水島義治が、

自分を防人にした国守を「悪しけ人なり」と口汚く誹謗しているこの歌を、誹謗されている側の防人部領使 (中略) がチエツクすることもなく兵部省に進上した。

然も各国の防人部領使の手を経て進上された歌の半数に近い八二首をも拙劣であるとして棄てた家持がこの

歌を拙劣ならざるものとして選んだのは、如何なる心情によるものであろうか。^①

と述べるように、まだまだ検討の余地がある。この第一句「布多富我美」に関しては、水島も述べるように、「下野国防守」と考えるのが現在では一般的である。「布多」は、下野国の国府のあった都賀郡の郷名であり、『倭名類聚抄』(二十巻本)の都賀郡十一郷の冒頭に「布多郷」があり、表記も一致する。つまり「フタホガミ」は「フタオホカミ」(布多太守)の句中の単独母音「オ」が脱落し、「カ」が濁音化したものと捉え、「布多に在る長官で、下野の守のこと」(武田祐吉『全註釋』)と考える。すなわち、当該歌は、防人指名者である国守を糾弾した歌となるのである。では、なぜ作者の「那須郡の上丁大伴部広成」は、国守を「オホカミ」と言うのであろうか。これに関して渡瀬昌

忠は、以下のように述べる。

那須郡の相伴部広成にとつて、ただカミと言えば郡司（こほりのかみ）を意味したからである。大化前代から那須地方を支配していた那須国造が令制下の持統三年（六八九）に「評督（後の郡司）」となった（那須国造碑）ので、それ以後は下野国守を「布多オホカミ」と言ったのである²⁾。

しかし、現在でもこの説が定説というわけではなく、契沖以来、以下のような意見が提出されている状況である。

A 二小腹「腹ハ心ト近ケレハ二心ニテ悪キ人ナリト」

（契沖『萬葉代匠記（精）』）

B 二面神「二面神の意を通し云言」

（賀茂真淵『萬葉考』）

C 太小腹「臍下の太く強暴くて物の憐を知らぬよしにて、常に大胆なるといふ意なるべし」

（鹿持雅澄『萬葉集古義』）

D 二大長官「二大上官^{フタオホガミ}にて軍団の大毅少毅をいへるならむ」

（井上通泰『萬葉集新考』）

E 太祝「ホギヒト（祝人）の義（略）其位置の高いものがフトホガヒで、大神主といふに同じい」

（松岡静雄『有由縁歌と防人歌』³⁾）

F 二秀神「フタラ神、イカホ神等の名を考へれば、二

秀神で、当時其の地に祀られた神と見られよう」

（土屋文明『萬葉集私注』）

G 全く腹（心）の悪い人「フタはフツ（都）の意か。全くの意。ホガミは、色葉字類抄に小腹ホカミとある」

（『日本古典文学大系』）

H 布多富の村長「『布多富』は『伊香保』（14三四〇九ほか）『久路保』（14三四一二）の類の地名で、下野の

国那須の郡のある村落（里）を言い、『我美』は『上』または『守』でその村の長をさすのではあるまいか」

（伊藤博『萬葉集釋注』）

I 「二つの顔を持った男」への呼び名もしくはあだ名

（手崎政男『醜の御盾』考——万葉防人歌の考察——』⁴⁾）

これらA・Cの説では、述語の「悪しけ人なり」と内容的に重複してしまい、B・Fの説では「神」と捉える点で、「悪しけ人なり」ではなくなってしまうことになる。また、

Gの説では、「フタ」を「ふつ」とし、「全く」の意味で「悪しけ」に係ると捉える説であるが、これは語法上、無理であろう。Eは、防人の指名を「一郷毎に同資格者が神社に集まり、神主が神託と稱して適當なものを指名した」説、Hは「召集令状を国司がいちいち手渡すはずがない。国司の末端にあつて農民に示達を与えるものは『里長』（村長）であつた」とする説であるが、神主の存在や、那

須郡に「布多富」という里があつた証拠は存在しない。またIは、賄賂を取り、防人徴収を逃れさせる闇の者の存在を仮定する説であるが、やはりそのような存在は立証できないのである。しかし、現在一般的になりつつある国守糾弾の歌と解釈することも、防人歌の中では非常に特異な発想の歌となり、やはり違和感がある。

そこで本稿では新たな次の説を提示したい。

「布多富我美」は、「布多火長」（フタホガミ）なのではないだろうか。

二 「布多富我美」の解釈

「布多富我美」を「布多火長」と考える理由は以下の四点である。

一 下野国のみ、「火長」の役職名を持った者が歌を提出している。

二 「布多」などの郷名に「火長」が結びつく記述方法が木簡等に見られる。

三 「火長」の「火」を「ほ」と訓むことは、『古事記』『万葉集』中に例があり、また「火長」は木簡で「十上」と記述されることがあり、「長」を「かみ」と訓むことも可能である。

四 下野国防人歌の当該歌前後は、難波津での感慨を詠

んだものであり、当該歌だけ出發前の防人任命時のことと詠むのは違和感がある。

一の「火長」に関しては、軍防令兵士為火条に「凡そ兵士は、十人を一火と為。火別に六の駄馬充てよ。養ひて肥え壯んらしめよ。差し行らむ日には、将て駄に充つること聴せ。若し死失有らば、仍りて即ち立て替へよ」とあり、軍防令備戎具条には「凡そ兵士は、火毎に、紺の布の幕一口、裏着けて。銅の盆、少しきなる釜、得むに随ひて二口。鍬一具、剉碓一具、斧一具、小斧一具、鑿一具、鎌二張、鉗一具。（略）」ともあり、駄馬の養育や戎具配備の規定から、火が兵士の生活・行動上の単位とされていることが分かる。また軍防令休假条には「凡そ防人防に在らば、十日に一日の休假放せ。病せらば皆医薬給へ。火内の一人を遣りて、専ら将養せしめよ」とあり、防人にも「火」の規定が存在するのである。このことを考えれば、当然下野国以外の他の諸国にも火長が存在したことは伺える。これについて岸俊男は、以下のように述べる。

それが下野のみみえることは、下野の防人集団の特殊性と考えるよりも、単に記載形式の上で他の国は火長を一般防人の中に含めてことさらに注記しなかつたと解する方がよいと思う。

確かに下野国のみ火長が存在するという特殊性は考え

にくい。しかし、防人歌に限って言えば、下野国にしか火長という役職名が記載されないのは厳然たる事実でもある。二に関しては、平城宮南面西門地区出土SD一二五〇の木簡に以下の記載が見られることに注目したい。⁷⁾

・備中國英賀郡衛士帶部益國養錢六百文

・信濃國筑摩郡山家郷火頭椋椅部

逆養錢六百文

これらSD一二五〇出土の衛府関係の一群の木簡は、衛門府の門部・衛士らが上番する南面西門の門司関係の木簡が廃棄されたものと考えられており、奈良時代初頭から末期にかけての木簡が含まれている。それらは「国+郡+郷+人名」の記述になっており、特に「山家郷火頭椋椅部」の記述に注目したい。郷名に職名火頭が結びついており、これは「布多(郷)火長」と同じ形式だと考えられる。また『万葉集』では、吉備国津郡の采女が「吉備津采女」(2・二一七)、因幡国八上郡の采女が「因幡八上采女」(4・五三五)と表記されており、国や郡という言葉を省略して役職名を記す記述方法も見受けられ、この点も布多郷火長が「布多火長」と訓まれた可能性を示唆することにもなるだろう。

三に関して、まず「火」を「ほ」と訓むことは、『日本書紀』に「火闌降命と号す。是隼人等が始祖なり。火闌降、

此をば褒能須素里と云ふ」(巻第二神代下第十段)とあることや、『日本書紀』「彦火火出見尊」(巻第二神代下第十段)を『古事記』では「天津日高日子穗々出見命」(上巻)と訓むことでも明らかである。『万葉集』にも以下のように「火」を「ほ」と訓ませる例がある。

(略) 玉梓の 使ひの言へば 蚩なす ほのかに聞き
て 大地を 炎と踏みて(火穂跡而) 立ちて居て
行くへも知らず 朝霧の 思ひ迷ひて(略)

さらに、『古事記』中巻、景行天皇条には、以下のようにある。

さねさし 相模の小野に 燃ゆる火の(毛由流肥能)
火中に立ちて(本那迦迹多知弓) 問ひし君はも

(古事記歌謡二四)

この歌謡では、火を「ひ」と「ほ」の両方で訓み分けている。ここには、露出形と被覆形との関係が見受けられるが、上代においては、下に名詞を伴って複合名詞を作る場合、被覆形が優勢であったことも、「ひがみ」ではなく「ほがみ」と訓む可能性を示唆するものであろう。⁸⁾

また、木簡では、火長に、「十上」をあてる表記が見受けられることにも注目したい。以下の平城京左京二条大路東西溝SD五三〇〇出土の木簡(二条大路木簡⁹⁾)は、衛

士において十人の長である火長を「十上」で示した例である。

松本政春は、大化前代の国造軍の構造を残すとされる防人集団の組織に「火長」の呼称が見られることから、十人単位の集団は、国造軍の編成単位として存在していたと

している^①。また、高橋周は「十人単位の集団編成は令制以前の慣行に由来する可能性が考えられる」とし、以下の秋田城外郭東門辺土取り穴SG一〇三一から出土した木簡と、「十上」の木簡との類似性を指摘した^②。

高橋周は、「十上」とは、十人単位の集団の統率者、す

平城京左京二条大路東西溝SD五三〇〇出土の木簡

| | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|---------------------------|
| 荊田小床 | 大伴白万呂 | 十上布師羊 | 神□万呂 | ○日下部□ |
| 秦足国 | | ○磯部緒足 | 秦黒万呂 | ○□□□ <small>物部</small> |
| ・衛門 | 日下部□ | □右 | 六木作小広 | 磯部□ |
| | 矢田部□□ | □ | | □ |
| | | | 鷹取諸石 | |
| ・十上若桜部吉万呂 | | 若湯大隅 | 壬生□ | |
| 左 阿波蘇部止婆 | | 矢田部真刀良 | 大伴沙万呂 | |
| 大湯首万呂 | | 日置足人 | 物部古万 | |

秋田城外郭東門辺土取り穴SG一〇三一出土の木簡

| | | | | | |
|----------|---------|--------|--------|---------|----------|
| 火長他田マ粮万呂 | 物マ子宅主 | 大伴マ真秋山 | 長門マ□万呂 | 大伴マ真古万呂 | 尾治マ子徳□万呂 |
| | 矢田マ子酒万呂 | 神人マ福万呂 | 三村マ子舊人 | 小長谷マ犬万呂 | |

なわち『火長』に相当する意の字句であった」と述べ、「十上」とは『十長』に相当する表記として考えてよいと思われる。「おそらく『上』は『カミ』と読み、組織・集団の長の『長』と音で通じる意味があつたと考える。組織・集団の長の意で『上』『長』が併用されていた例として氏上の例をあげることができる」と結論づけている⁽¹³⁾。この見解から、木簡に記される「十上」と火長とが同等と考えられるため、火長を「火上」(ほがみ)と読むことは十分に可能である。『廣雅』(卷一・釋詁)にも上・長は、「主・卿・大夫・令・嫡・正」などとともに「君也」、すなわち最上位者であることが明記されており、また『倭名類聚抄』(二十卷本)「長官」の項目には、「本朝職員令云(略)勘解由使曰長官(略)国曰守郡曰大領家曰令」とあり、官司によつて統率者の文字を異にすることが記されているが、その注に「已上皆加美」と明記されていることも、この見解を示唆するものであろう。

四に関しては、当該歌の前後は難波津での景が詠み込まれていることを確認しなければならぬ。

下野国防人歌は以下のような歌群である(便宜上歌の頭に番号を付す⁽¹⁴⁾)。

- ① 今日よりは顧みなくて大君の醜のみ楯と出で立つわれは
(四三七三)

右の一首、火長今奉部与曾布

- ② 天地の神を祈りてさつ矢貫き筑紫の鳥をさして行くわれは
(四三七四)

右の一首、火長大田部荒耳

- ③ 松の木を並みたる見れば家人のわれを見送ると立たりしどころ
(四三七五)

右の一首、火長物部真鳥

- ④ 旅行きに行くこと知らず母父に言申さずて今ぞ悔しき
(四三七六)

右の一首、寒川郡の上丁川上臣老

- ⑤ 母刀自も玉にもがもや戴きてみづらの中に合へ巻かまくも
(四三七七)

右の一首、津守宿禰小黒栖

- ⑥ 月日夜は過ぐは行けども母父が玉の姿は忘れせなふも
(四三七八)

右の一首、都賀郡の上丁中臣部足国

- ⑦ 白波の寄そる浜辺に別れなばいとすべなみ八度袖振る
(四三七九)

右の一首、足利郡の上丁大舍人部禰麻呂

- ⑧ 難波津を漕ぎ出て見れば神さぶる生駒高嶺に雲そたなびく
(四三八〇)

右の一首、梁田郡の上丁大田部三成

⑨ 国々の防人集ひ船乗りて別るを見ればいとすべなし
(四三八一)

右の一首、河内郡の上丁神麻績部島麻呂

⑩ 布多富我美悪しけ人なりあたゆまひ我がする時に防人
にさす
(四三八二)

右の一首、那須郡の上丁大伴部広成

⑪ 津の国の海の渚に船装ひ立し出も時に母が目もかも
(四三八三)

右の一首、塩屋郡の上丁丈部足人

二月十四日、下野国の防人部領使正六位上田口朝臣大戸。進る歌の数十八首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。

当該歌の前後の歌を眺めてみると、⑦～⑨・⑪では、難波津での別れの景を詠んでいることが明らかである。⑧では、船出後の嘆きを想像して現実のように詠み、⑨では「国々の防人集ひ船乗りて別る」景を詠む。また⑦と⑨は、「別れなば」「別るを見れば」「いとすべなし」「いとすべなし」とほぼ同じような言葉を詠み込み、難波津での別れの悲しみを強調し、⑪でも同様である。これは、同じ歌の場（難波津）であることを示すとともに、配列的にも結びついていることを示している。これらは、「よその国の防人らがそういう別れをして次々に出航して行くのを見て、

やがて自分らの身にもやってくるはずの別れのことを思つての歌である¹⁵⁾。⑨では、そのような難波津での状況で「いとすべなし」と詠み、⑪では「母が目もかも」と希求する。

当該歌⑩に関して、武田『全註釋』は、「防人に指名した国守をわるく言っている。思う所を素直に述べた歌として、防人の歌の中にも類のない珍しい作である」と述べ、伊藤博は「防人指名者を糾弾した歌で防人歌の圧巻をなす」と述べているが、このような国守糾弾の歌が、なぜ難波津の感慨を詠んだ⑦～⑪の間の⑩にだけ現れるかは問われなくてはならないだろう。⑩のみ、防人任命時の国守糾弾の歌と考えるのは、配列から考えても違和感があるのである。伊藤博も以下のように疑問を呈する。

下野の国の防人歌には陸続きの難波と断絶する悲哀を詠む歌が目立ち、感銘の深い歌が多い。(略)ただ、こうした同じ上丁の歌々が、「ふたほがみ」の歌を挟んで、離れて配列された理由はわからない¹⁷⁾。

しかし、⑨の「国々の防人集ひ」という言葉は、⑩の「防人にさす」という言葉と密接に結びつき、これは難波津という歌の場における二首の結びつきを間接的に立証することになるだろう。やはり⑩も前後の歌と同様、難波津での心情を詠んだものと解すべきではないだろうか。

三 「あたゆまひ」の解釈

以上のように考えた場合、第三句の「あたゆまひ」が大
きな問題となるだろう。この「あたゆまひ」も従来から
様々な解釈があるが、それらの説を水島義治にしたがいま
とめると以下ようになる。⁽¹⁸⁾

(A) 「賄賂」とする説

- a 「アタユマヒトハ、アタヒノ、マイナヒ也。(略)マ
イナヒノタメニ、モノナトマイラセタレハ、トリオサ
メテノチ、又サキモリニサストイヘル也」

(仙覚『萬葉集註釋』)

- b 「『あたゆまひ』の詞句を『あたふまひ』もしくは
『あたるまひ』の意ととらえて、これを、賄賂説の
方向で解する途が既に拓かれている(略)『まひ(賂)』
の名目で、金品などを騙し取られたことの悔しさを言
うもの」

(手嶋政男『醜の御盾』考——万葉防人歌の考察——)

(B) 「病氣」とする説

- a 異病「アタユマヒハ由ハ也ニ通ヒテ異病ニヤ。病
ハ軽重トモニ常ニ異ナレハ、アタシヤマヒト云ヘシ」

(契沖『萬葉代匠記(精)』)

- b 疝病「あたゆまひは疝病也。和名抄疝阿太波良と有、

是也」 (橘千蔭『萬葉集略解』所引本居宣長説)

- c 仮病「ユマヒはヤマヒ(病)の訛。アダはアザの音
便で以而非なることをいふから、アダヤマヒといへば
假病の意になる」 (松岡静雄『有由縁歌と防人歌』)

- d 脚病「脚病の訛音ではあるまいかと、私かに考え
てゐる」 (鴻巣盛廣『万葉集全釈』)

- e 熱病・重病「アタは、熱い、ユマヒは病の方言で、
重い病気の意であろう」 (武田祐吉『萬葉集全註釋』)

- f 急病「アタヤマヒの訛であつて、『急病』を意味し
たと考へてよいのではあるまいか」

(大野晋『萬葉集訓詁断片』『萬葉』第三号⁽¹⁹⁾)

(C) 「潔齋」とする説

- a 篤齋ひ「ひどい物忌みにこもつて、わたしが謹んで
ゐる最中に」 (折口信夫『口訳萬葉集』)
- b 朝齋「アタユマヒはアサユマヒの訛で、朝の潔齋で
はあるまいか」 (土屋文明『萬葉集私注』)

これらの例の中で、(A)「賄賂説」は、音変化を仮定し
すぎて問題であり、音変化という点では、(B) c「仮病」
の「アザ↓アタ」、(C) b「朝齋」の「アサ↓アタ」など
も考えられないだろう。(B) a「異病」は、病氣のことを
「異病」と呼ぶ証拠はなく、また「異病」と呼ぶ意味が
不明である。(B) b「疝病」は「アタハラ」の「ハラ」

が重要であり、ハラがないのに「あたゆまひ」を「疝病」とするのは無理だろう。したがって、現段階では、(B) d・e・fに検討の余地があるように思われるのである。

そして、現在では、(B) fの「急病」がほぼ定説となつてゐる感がある。この説は、澤瀉『注釋』、『岩波大系』、『小学館全集』、『小学館新編全集』、木下『全注』、伊藤『釋注』等、現在の主要な注釈書等で支持されている説となつてゐる。これらの説では、『倭名類聚抄』(二十卷本)の「疝」の項目に記されている病名「阿太波良 一云之良太美」の「アタハラ」を「急な腹痛」の意とするが、「急な腹痛」を病名として把握することができらうか。確かに「腹急痛也」と記述されているが、それは、「お腹が急に痛くなる」という症状の説明であり、病名とは考えられない。また、「あた」が「急」を意味する用例は、大野晋の指摘するように、日葡辞書のフランス語訳であるレオン・パジェスの辞書や、現代の中国・四国や沖縄の方言には見られるが、『古事記』や『万葉集』には見られないのである。また、

「急病」が仮病や一時的なものであれば、それはすぐ直るはずであるし、現に、「急病わがする時に」と歌う大伴部広成は、筑紫へ赴く途上にある難波津に今いるはずだから、少なくとも重病ではなかつたらう。

とあるように、「急病でわたしが苦しんでいる時防人に任命することだ」と歌う場とはどのような場を想定すればよいか不明であり、急病であることを歌の場で詠む必然性が不明である。その点から、

この男はいたつて頑健で、びんびんしているのである。その上で「急病で苦しんでいる時」とは、ユーモアでしかない。この笑いにおいて下野の太守に悪態をついた²³とする説もある。

しかし、本稿では、鴻巣『全釋』の(B) d「脚病」説を支持したい。「あと↓あた」という音変化は、o甲類がaに音変化したものと捉えるが、この音変化の確定的な類例は防人歌にはない。しかし、下野国では、「おも↓あも」、「おもちち↓あもしし」、「おもとじ↓あもとじ」の音変化が三例ある。oからaの音変化の例は、あと駿河国の、「かも↓かま」の一例のみであり、その点でも、この音変化は、下野国の特徴といえるであろう。

さて、「脚病」説を支持する理由は、以下の三点である。ア「足」を「アト」と訓む例が『古事記』『万葉集』に見受けられる。

イ『万葉集』には「足病」「足痛」等の表記が見受けられ、また正倉院文書には「足病」で休暇を求める文書

が存在する。

ウ「わがする時に」の「わが」を複数ので捉えると、「急病」では解釈できなくなる。

まず、アであるが、東歌に、

人の児のかなしけしだは浜渚鳥足悩む駒の（安奈由牟古麻能）惜しけくもなし（14・三五三三）

とあるように、足のことには「あ」と訓むのが通例だろう。しかし、この歌では、「なやむ」が「なゆむ」と訛化しており、これは「やまひ」が「ゆまひ」に訛化するのと同様であり、当該歌と類似する表現であることに注目したい。

さらに、「貧窮問答歌」には以下のようにある。

（略）伏せ廬の 曲げ廬の内に 直土に 藁解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは 足の方に（足乃方尔） 囲み居て 憂へ吟ひ（略）（5・八九二）

この「足の方に」は、『日本書紀』の「則ち頭辺に匍匐ひ、脚辺に匍匐ひて、哭き泣ち流涕びたまふ」（神代上第五段）の訓注に「頭辺、此をば摩苦羅陸と云ふ。脚辺、此をば阿度陸と云ふ」（神代上第五段一書第七）とあることから、脚・足を「あと」と訓むことが可能である。また、『日本書紀』継体天皇七年九月条、書紀歌謡に、

（略）真木さく 檜の板戸を 押し開き 我入り坐し 脚取り（阿都圖喇） 端取して 枕取り 端取して

妹が手を 我に纏かしめ（略）（書紀歌謡九六）

とあり、やはりここでも「脚」を「あと」と詠んでいることが確認できるのである。

イに関しては、『万葉集』に「足痛」「足病」という語句があり、これを以下のように「あしひきの」と訓ませている例がある。

湯原王の歌一首

月読の光に來ませあしひきの（足疾乃）山きへなりて 遠からなくに（4・六七〇）

（臨時）

あしひきの（足病之）山椿咲く八つ峰越え鹿待つ君が 齋ひ妻かも（7・一二六二）

（右の十七首、古歌集に出でたり）

また、正倉院文書には以下のような例も見受けられる。

右、忽足病發、不安立居、加以、稍毎経日痺痛弥増、望請假日、欲將療治、仍具事状、謹解。^忍

（神護景雲四年七月十二日）

ここでいう「足病」は、「足痺」、つまり足にしびれるような痛みがはしり、立居が不安定になる症状であることが分かるが、当然これは「不十分な栄養摂取の状態下での連日の長時間勤務が、写経生たちの下半身を痛めつけたこと」、そして「写経生たちの職業病ということができるも

②の「の」の用例ではあるが、これらの用例から当時「足病」という言葉があつたことは立証できるのである。

最後にウに關してであるが、「わがする時に」の「わが」という言葉にも注目したい。『万葉集』では「われ」と「あれ」の厳密な区別がなされており、「われ」という言葉は複数的な観点から捉えなければならぬものが多い。その点も考慮するならば、この⑩は、下野国の防人たちの思いを詠んでいると考えられ、現在定説になりつつある「急病」では解釈することが難しくなる。「脚病」と考えた場合、下野国から難波津まで辛苦のうちに行軍してきた防人たちの思いを託せるのではないだろうか。

つまりこの⑩は、歌の場（難波津）において、火長が「われ」と言う言葉を使用して、

① 今日よりは顧みなくて大君の醜のみ楯と出で立つわれは
（火長今奉部与曾布）

② 天地の神を祈りてさつ矢貫き筑紫の島をさして行くわれは
（火長太田部荒耳）

と下野国の防人たちを代表して詠んだことに對して、

「(都賀郡) 布多郷の火長さんは悪いお人だ。私たちが足の痛みで苦しんでいる時に防人に出発させるとは」

を意味する歌だつたのではないだろうか。^②

⑧⑨の難波津での感慨を詠む歌と同じように、⑩も難波

津での感慨を詠んだものと考えられ、難波津での船出へのやるせなさを⑨「いともすべなし」と詠むのに対し、⑩では「私たちを防人として出発させる」身近な直属の上司である火長に對して悪態をつきながらも、それは、難波津から船出しなければならない悲痛な叫びの裏返しなのではなかつただろうか。また、火長も自分たちとともに筑紫に向かつて出発しなければならない防人であることには変わりはなく、⑩の大伴部広成の嘆きは火長の嘆きでもあるはずである。

最後に、この「防人にさす」の「さす」に關しても付言しておく。この「さす」に關しては、ほとんどの注釈書が「防人に任命する」と口語訳しているが、確かに第一句「ふたほがみ」を「下野国守」と捉えるならば、その解釈は合理的だろう。なぜなら、当時防人を任命するのは、「国司、簿に抛り、次を以て差し遣れ」（軍防令兵士以上条）とあるように、国司であると令に定められているからである。しかし、先述したように、この難波津での詠歌の場で「下野国守」に悪態をつく理由が見いだせない。この「さす」は、

徳元、麟徳元年中、揚州按察に使（ササ）る。

（石山寺本金剛般若經集驗記平安初期点）
「わざと使さされたりけるを、はやうものし給へ」

〔源氏物語〕「藤裏葉」

のような、『日本国語大辞典』の「さす」の項目で挙げられている例や、

使をさして長谷寺に奉り給ふ

〔宇治拾遺物語〕卷十四の五

の例と同じように、「防人にする」「防人に派遣する」「防人として出発させる」と解することができるだろう。そのように考えれば、難波津という場に重点を置いた解釈が可能となるのである。

野田嶺志は、任を解かれて故郷に帰る防人が、「筑後国正税帳」においては「還郷防人」、「周防国正税帳」においては「向京防人」と記述されるのに対して、「駿河国正税帳」においては「旧防人」と記述されていることを根拠に、

防人軍は、帝都⇨中央を出発点とし、帝都に帰還する「帝都⇨大宰府・任地⇨帝都」の過程までを「行軍」中とする、特定期間・特定地域・特定任務をもつところの、中央派遣軍と推定する。²⁶⁾

とし、林慶花は、

難波津こそ防人軍の出発地であり、防人の側は二重の出発地（家郷という私的な出発地と派遣軍としての公的な出発地）を抱えていたことになる。²⁷⁾

とするが、そのように考えると、⑩を含めた下野国防人歌

は、難波津での別れを一つの主題として詠まれていることが分かる。

以上のように考えてきた場合、吉野裕が「下野国の防人歌は難波津にその『うたげ』の場をもったのである」²⁸⁾と述べ、伊藤博が、①に関して、

初句「今日よりは」は、いよいよ難波を発って地続きの故郷下野からはまったく絶縁してしまう今日という日からは、の意に解き得る面がある。²⁹⁾

と述べるように、冒頭二首①②をも含めて、下野国防人歌は、すべて難波津という場において詠出されたものと考えることができるのである。

四 おわりに

本稿では、下野国防人歌「布多富我美悪しけ人なりあたまひ我がする時に防人にさす」について考察した結果、以下の結論を得た。

(一)「布多富我美」は、「布多火長」(フタホガミ)なのではないだろうか。

(二)「あたゆまひ」は、鴻巣盛廣『萬葉集全釋』の「脚病」説がもっとも妥当なのでないだろうか。

(三)その場合、「(都賀郡)布多郷の火長さんは悪いお人だ。私たちが足の痛みで苦しんでいる時に防人に出発さ

せるとは」の意味となる。

(四) 当該歌は、下野国防人歌の難波津での歌の場を反映しているのではないだろうか。

以上のように考えた場合、当該歌は従来の説のように国守糾弾という、防人歌の中での特異な歌と解すべきではなく、身近な直属の上司である火長に悪態をつきながらも、難波津での歌の場における船出のやるせなさ・辛苦の思いを詠んでいるものと解することができるのではないだろうか。

注

- (1) 水島義治『萬葉集防人歌全注釈』（笠間書院、二〇〇三年二月）四三八二【鑑賞・考究・参考】。
- (2) 渡瀬昌忠「新・万葉一枝（五）―防人任命者への言挙―」（『水甕』第九十四巻五号、二〇〇七年五月）、のち『渡瀬昌忠著作集 補巻二 万葉記紀新考』（おうふう、二〇一二年十月）。本稿は、著作集所収論文に拠る（以下同じ）。
- (3) 松岡静雄「防人歌（四三八二）」「有由縁歌と防人歌」（『瑞穂書院』一九三五年六月）。
- (4) 手崎政男「『天君のみこと』の様態と防人たちのそれへの対応」「『醜の御盾』考―万葉防人歌の考察―」（笠間書院、二〇〇六年一月）。
- (5) 「軍防令第十七」「律令」（岩波書店、一九七六年十二月）に拠る。
- (6) 岸俊男「防人考―東国と西国―」（『萬葉集大成11』平凡社、一九五五年三月）、のち『日本古代政治史研究』（瑞穂書院、一九六六年五月）。本稿は著書所収論文に拠る。
- (7) 「1981年出土の木簡」（『木簡研究』第四号、一九八二年十一月）。なお、木簡の用例は奈良文化財研究所「木簡画像データベース・木簡字典」参照（<http://jiten.nabunken.go.jp/index.html>）。
- (8) 右に同じ。
- (9) 峰矢真弓「名詞被覆形・露出形の型の通時的相違」（『国語語彙史の研究』第二十五号、二〇〇六年三月）参照。
- (10) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』第二十四号（一九九一年五月）。なお、「二条大路木簡」の廃棄時期は天平八年に集中しており、例示したSD五三〇〇は、天平九年初頭頃埋没したと考えられている（寺崎保広「平城京「二条大路木簡」の年代」（『日本歴史』第五三二号、一九九二年八月）。
- (11) 松本政春「軍防令差兵条に関する二、三の考察」（『歴史研究』第二十三号、一九八五年九月）。
- (12) 高橋周「『十上』考―八世紀の衛士の編成をめぐって―」（笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年五月）。なお、木簡の釈読は『木簡研究』第二十九号（二〇〇七年十一月）に拠る。

- (13) 右に同じ。
- (14) 下野国防人歌の配列方法に関しては、拙稿「防人歌の世界―その作者層と詠歌の場―」（高岡市万葉歴史館編『無名の万葉集』笠間書院、二〇〇五年三月）、下野国防人歌における配列方法と歌の場（星野五彦・片山武編『上代文学研究論集』其之二、万葉書房、二〇一二年四月）において考察した。
- (15) 金子武雄「天平勝宝七歳の東国防人等の歌」『万葉防人の歌―農民兵の悲哀と苦悶―』（公論社、一九七六年六月）。
- (16) 伊藤博「家と旅」『萬葉のいのち』（塙書房、一九八三年六月）。
- (17) 伊藤博『萬葉集釋注十』（集英社、一九九八年十二月）四三八三の注。
- (18) 注（一）に同じ。
- (19) 大野晋「萬葉集訓詁断片―あたゆまひ、ことよりの、いもがこり―」（『萬葉』第三号、一九五二年四月）。
- (20) 渡瀬昌忠「新・万葉二枝（六）―「立ち鴨（うま）の発ちの騒ぎに」―」（『水鏡』第九十四卷六号、二〇〇七年六月）、のち注（2）前掲書。
- (21) 中西進「卷二十」ふたほがみ』『鑑賞日本古典文学万葉集』（角川書店、一九七六年十月）。
- (22) 「謹解 申請假日事」『大日本古文书』（編年文書）第十七卷五六頁（東京大学史料編纂所データベース <http://www.wap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/db.html>）。
- (23) 榮原永遠男「平城京住民の生活誌」（岸俊男編『都城の生態』中央公論社、一九八七年四月）。
- (24) 拙稿「『万葉集』における『あれ』と『われ』―『孤』の意識と集団意識の表出―」（『実践国文学』第五十五号、一九九九年三月）。ただし、小柳智一は、さらに厳密に『万葉集』を調査し、「ア系は単数専用だが、ワ系は重複両用というのが実際の使用状況である」（『複数と例示―接尾語ラ追考―』『国語語彙史の研究』第二十七号、二〇〇八年三月）と結論づけた。この小柳説をもとに、「われ」を全て複数と考える論は修正が必要であるが、本稿では、下に「す」の述語を伴う場合は、「あれ」と「われ」の使い分けがあると判断した。
- (25) またもう一つの解釈も可能である。それは、三人の火長のうち冒頭の二名が、「出で立つわれは」「さして行くわれは」と詠んだことに対して、同じ歌の場で「二（両）火長」（ふたほがみ）と二人の火長を指したものと考えるものである。仮に「二（両）火長」と捉えたとしても、以下の論旨に変更はない。
- (26) 野田嶺志「防人と衛士」（『史元』第十五号、一九七二年十一月）、のち『防人と衛士―律令国家の兵士―』（教育社、一九八〇年一月）。
- (27) 林慶花「天平勝宝七歳防人歌の場」（『日本文学』第五十卷第三号、二〇〇一年三月）。
- (28) 吉野裕「防人歌の『場』の構成」（『防人歌の基礎構造』（伊藤書店、一九四三年八月。本稿では筑摩書房、一九

八四年一月に拠る。

(29) 注(17) 四三七二の注。

*本稿は、平成二十五年全国大学国語国文学会第一〇七回大会(於成城大学)において口頭発表したものを基にしています。席上その他で貴重なご教示を賜りました諸先生方に厚く御礼申し上げます。